

○議長（小林哲雄）

日程第11議案第11号　開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、次世代育成の支援として、小児の医療費助成制度の充実を図るため、小児にかかる通院医療費助成について中学校入学前まで対象を拡大したいので、開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、条文を朗読させていただきます。

議案第11号　開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。今回の改正につきましては、通院に係る医療費についての自己負担分の助成について、これまで満6歳に達した以後の3月31日まで、いわゆる小学校就学前までの方までを対象にしておったところを今回の改正につきましては、満12歳に達した以後の3月31日まで、すなわち小学6年生までの3月31日までに引き上げるという改正でございます。条文を読みながら説明をさせていただきます。

開成町条例第11、空白ですね、これね。済みません。修正させて説明をさせていただきます。

開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

開成町小児の医療費の助成に関する条例（平成7年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正すると。

今回の改正につきまして、年齢を引き下げたことにより、それぞれの文言の用語の定義について修正するものでございます。

第2条の第3項、改正前は、「就学前児」と書いてあったものを、「幼児」というふうに変えまして、その幼児の定義を「満12歳に達した日以後の最初の3月31日までにあるもの」ということで、この3項の規定をもとに通院までのものを自己負担を助成するということで言い換えることができるようになっております。

そして、4項で、改正前は、「就学前児等」、これは3歳未満児も含むというような

形で書いてありますけれども、改正後におきましては、幼児等としまして、いわゆる小学校6年生未満のゼロ歳児までというような定義に変えて、あの条文を読み替えていくということになってございます。

そして、次の第3条の対象者が、就学前児から幼児等と変わっていますものは、これは括弧書きの中の修正なんですけれども、実は、この小児の助成、この小児というこの定義は、中学校卒業前までのことを小児と言っておりまして、それで改正後の第3条の下線のところを読みますと、幼児等以外の小児にあっては、入院に係る医療、すなわち今回の小学6年生までの通院医療費の助成の引き上げに伴いまして、入院については、もとより中学生までやることになってございますので、これによって、中学生については、入院だけ該当ですよということが読めるというような形になってございます。

そして、第5条の助成の方法のところの冒頭が、「就学前児等」から「幼児等」に変わりますものが、基本的には通院に関する助成について規定してございまして、その方が医療証を提示して、通院の助成を、医療費の助成を受けられますよということになってございます。

そして、裏面になってございますけれども、3項においては、今度は先ほどのあれですけれども、小児、それで幼児等を除くということによりまして、医療証を出す対象者は小学生までで、中学生については、医療証を発行いたしません。すなわち1回立て替えて、町長が支払いますよというようなことが読めるような条文になってございます。

そして、第6条において、「医療証を交付するもの」という部分は、「幼児等」ということで、小学生まで、今まででは当然、年齢引き下げの前ですから、就学前までの方にしか医療証を出していなかったのを小学6年生までの方に医療証を出して、いわゆる現物給付、医療証を提示することによって、現物給付が受けられるというような条文に変更してございます。

附則でございます。この条例は、平成27年10月1日から施行すると。これにつきましては、周知期間、あるいは電算機の構築期間、そして、新たに小学生の方々にも医療証を出すというようなことで、今考えているのは、6月ごろに広報で周知をして、7月に通知を出して、8月ごろから医療証の発行を始めて、10月1日の受診に間に合うようにしていくというような日程でございます。

経過措置、この条例による改正後の開成町小児の医療の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日の以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費に係る医療費の助成については、なお、従前の例によるということでございます。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。2点ほど伺います。附則の部分で10月1日から施行するというこ

とで、今、こちらから説明がありましたが、まず一つは、この10月1日をもう少し早くできないのかどうかということが1点と。

もう一点は、例えば、9月から継続して10月1日を過ぎても、通院しているようなお子さんがあった場合、それは10月1日以降でなければ適用できないということですか、その以前のものは継続していても、適用しないということでおろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご説明をいたします。ここら辺につきまして、10月1日からの施行につきまして、近隣の市町村なんかも結構そういうタイミングが多いのでございますけれども、やはり周知期間もございますけれども、条例改正が通りまして、これから電算システムの改修等も進めておきますと、それあと、よくほかの市町村から聞こえてくるのが、周知が十分ではなくて、例えば、知らなくて、9月にかかってしまって、10月にかかれれば、自己負担分も負けられたのにという話が多いようでございます。ですから、先ほど言いましたように、医療証の発行につきましても、極端に言えば、9月20日くらいに出せばいいんですけども、やはり早目にしっかり周知をすることと、あと医療証が手元に届くことによって、10月からはこうなるんだなということを、ある期間を置いて、しっかり出していきたいというような理由がございます。

そして、後段の、通院等、また、あるいは入院もそうですけれども、医療費請求というのは、国保連等を通してくるわけですけれども、月単位でいきますので、当然、通院が同じ病気で、9月から継続していたとしても、現物請求等は月で割れてきますので、それは10月1日からの受診分というふうに区分けをしていくこととなります。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

この小児医療費ですけれど、ただいま課長から説明がありましたように、原則は現物給付といいまして、お医者さんに、医療機関に行くと、そのまま無料になると。そういうやり方ですので、やはりそこの審査機関というのは、国保連合会に最終的になってきますので、そういったところの調整も必要であるという点が10月1日。

そして、今、課長が申しましたように、医療費は月のくくりですから、10月になつて入った分について適用になる。

あとはもう一つ、所得の関係が当然出できます。そういう場合につきましては、当然、所得が確定するのが6月以降になりますので、そういった状況を考えての対応ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今回の改正については、前進があるということで、非常に理解をし

ているところでございます。

まず、2点お伺いいたしますけれども、確認を含めてですけれども、提案理由、中学校入学前、これは一般的には報道関係でいえば、開成町については、小学6年生までという報道されたり、いろいろありますし、この条例では、12歳、3月31日、報道を含めて統一した形の名称にされたほうがいいのかなという感じがあって、その辺の考え方を聞かせていただきたい。

それから、今回の条例改正の中に、所得制限の話は載っていない。ということは、従来からある条例の中に変わっていないという解釈で、改定しないから、ここのことについては出されていないということだと思うんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご回答させていただきます。中学校入学前と、例えば、小学校就学前とかという書き方で今まで書いてある中で、そのような書き方をしてございます。

今、報道機関云々というようなことでも、やはり既に3社ほどから、開成町は上げるのですかということの問い合わせがございますけれども、報道機関的に言わせると、6年生までというような言い方をしているようでございますので、ちょっとこれは条例の条文上の言い方にあわせてあるということでご了解を願えればと思います。

あと所得制限でございますけれども、大変申しわけございません。説明を落としました。現在、開成町におきまして、まず、県の補助のレベルにおきましては、1歳未満について所得制限がない、すみません。間違えました。全年齢において、所得制限が、県の補助スキームではあるわけでございますけれども、開成町は独自におきまして、3歳未満までは所得制限を入れない。3歳以上については、今までの条例ですと、就学前までですけれど、所得制限を入れてあったと。今回につきましては、小学生まで、小学校1年から6年まで拡大するわけですけれども、その方に対しても所得制限は、3歳児以上、就学前と同じ所得制限を入れていくというような状況でございます。

そして、この所得制限につきましては、予算査定等を通じて、若干の経緯がございます。原局としては、所得制限、児童の関係以外の部分におきましても、今まで所得制限がなかった部分を、ある意味、所得制限を入れてきたという経緯もある中で、やはりそこら辺には差をつけていこうという考え方の中で、原局としましては、今、説明したとおりのやり方でいこうという形がございましたけれども、内部的にはこの所得制限を思い切って撤廃する方はどうなのかという議論もありました。最終的には、予算等の調整の中で今までどおりの所得制限を入れていくというような条例提案となつてございます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今の課長からご説明したところでございますけれども、一番最初のところは、課長が

申しましたように、文言の関係のところは、議員さんがおっしゃるとおり、こういう書き方については、法令とか、そういうところはとかくこういうような難しい書き方をするわけでございますし、必ずしも書き方が当然1種類ではなくて、3種類ぐらいあるわけでございますけれども、ただ、そういうのは、今後、広報していく中では、こういう書き方ではなくて、議員さんがおっしゃりますように、丁寧な、わかりやすい書き方をしていこうかと、そのように考えてございます。

あと、所得制限をつける、つけないにつきましては、基本的なものは、医療にかかる人、かからない人、当然かかるということは自己負担をするというのが一つの原則であります。それはなぜかというと、かからない人とかかる人の平等性というか、公平性に鑑みていますので、当然、そういうところは原則論としてあったほうがいいというのが一つの考え方だということでご認識いただければと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

所得制限についていろいろ協議したと。今後のあり方として、例えば、ほかの神奈川県の中でも、平成27年度の予算の中で、こういった健康的な関係は、所得制限を入れるべきではないという見解を示して、あれから所得制限はなしという、こういった関係もございますので、あらゆるいろいろな検討をしていただいて、所得制限を導入するかどうかについては、大きな今後の課題として検討をしていただいて、なくす方向でお願いできればなど実は思っております。

近隣の関係で申し上げるならば、上郡5町の段階では、ほとんどが所得制限を入れていない状況がありますので、これとのつり合わせも検討していただければと、お願いですけれども、今後の課題としてぜひ検討していただいて、なくすようにお願いしてもらいたいと思います。何かお答えがあればいただきますけれど。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご回答します。当然、神奈川県下の状況、今後もしっかりとそこら辺はつかんでいきたいと思ってございます。

今、議員ご指摘のとおり、上郡他の4町、大井町も所得制限をなくすというような方向性が言われておりますので、今、県下で約10市町村が、所得制限なしという動向が出ております。また、27年度において、さらに所得制限をなしにしていこうというようなことが幾つかのところで聞いておりますので、今後も各県下の市町村の動向はしっかりと見て、判断をしていきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

あとそれともう一点、別な観点からですけれども、従来どおり、これは国の施策の中

で、自己負担は小学校就学前までですと、2割です。小学校に入学した途端、3割負担になってしまいわけですから、それは保険制度の中で、例えば、小学校6年まで2割でいいとか、あとは逆に県の制度の中で、県の制度で、小学校就学前まで2分の1持つとか、そういうところの枠があれば、そこは小学校卒業まで広げてもらうとか、そういうことの要望は、ぜひ今後とも町として町村会等を通じてやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の条例に対して、文言というのですか。言葉の使い方でお聞きしたいのですが、幼児と幼児等という言葉が使われております。その言葉の中で、児童福祉法でいう幼児というのは、満1歳から小学校就学前というふうに記憶しているところですが、今回、児童福祉法の言葉を引用しないで、独自の言葉の中でのやりとりを、条文の中に盛り込んでいるんですが、この経過の中で、悩まれたと思うんですよ、恐らく。他の市町村の事例を見て、こんな言葉を使っているんだなというので引用してきたのかなと感じているところなんですが、当然、今回はこれで理解するんですが、例えば、中学校までなった場合、どういう言葉を使うんだろうかとか、2条条文の中の部分で項を入れて、区分分けしていくのかなという方向では見ているのですが、そこら辺の今回の幼児と幼児等を使った経緯という部分をちょっとお聞きしたい。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えします。まさにちょっと見透かされちゃったような気がしますが、私も児童福祉の業務もやっているほうで、幼児という部分でありますけれども、いわゆる一般的な幼児というような解釈の中で、その後に12歳未満に達したということで、足すことによって理解をしてもらうと。また、ほかの市町村のまねという部分もあります。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

条例の規定というのは本当に難しくて、今回については、この条例の中においての使い方ということで、そこは定義しているところです。確かに山田議員おっしゃるとおり、ほかの町を見ても、いろいろな使い方をしています。

当然、例えば、ほかの町と比較した場合、ほかの町ですと、例えば、所得制限つけないところが、1歳までだったりしているところもあります。そうすると、ちょっと言い回しがまた微妙になって、そこは乳児とかのくくりにしちゃうようなところもありますけれども、従来からその辺について、3歳未満児とかについてとか、うちは使ってきましたあるので、当然、そういったところを生かすとなると、当然、今のこういうやり方なのかなというところで思っています。

ただ、やはり法律の用語、使い方というのは、決して間違いではないわけですけれども、なかなか山田議員のおっしゃるとおり、相手に通じるというところがありますので、こういったところは、条文そのものではなくて、広報していくときは、丁寧なわかりやすい言葉でやっていくというのが原則だらうと、そのように認識しております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第11号　開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立　全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。